

対日平和条約の成立を繞るアメリカ外交

—中国の共産化と朝鮮戦争が生みの親—

—ベルサイユ平和条約の教訓を学ぶ—

田 村 幸 策

目次

- | | |
|---------------|----------------|
| 一 序論 | 五 ソ連との妥協は不成立 |
| 二 平和条約推進工作 | 六 グロムイコの奮闘奏効せず |
| 三 ペンタゴンとの対立克服 | 七 日本の同意を尊重する建前 |
| 四 同盟国の説得に成功 | 八 上院の審議と決議 |

一序論

一九四九年一〇月一日北京に毛沢東の共産政権が宣言され、翌日ソ連から新政府の法的承認をうけ、中国大陸は共産圏に陥落した。加之、四ヵ月後の一九五〇年二月一四日、モスクワで、毛沢東とスターリン間に「日本並に日本と同盟する他の国」（アメリカを指す）を、仮想敵とする中ソ友好同盟相互援助条約が調印され、欧亜両大陸に跨って、

対日平和条約の成立を繞るアメリカ外交

全人類の三分の一を支配する大共産帝国が出現した。

この世界的なバランス・オブ・パワーを顛覆した大事件は、アメリカが同盟国として太平洋戦争を勝ち抜いた戦後の中国を、「強力にして安定した自由な民主主義国」に育成し、戦前、極東において日本が占めていた、高い軍事的、政治的、経済的地位を、中国に取って替らしめんとした夢を、一朝にして雲散霧消せしめた。

しかしアメリカの朝野を驚かしたものは、これのみに限らなかつた。現実的には、更に遙かに重大な事件に直面せざるをえなかつた。それは中ソ同盟の結成から四カ月後の一九五〇年六月二五日、ソ連が組織し、訓練し、装備し、指導し、援助した北朝鮮軍が、三八度線を突破して侵略を開始し、たちまちにして京城を奪い、怒濤のごとく南下をつづけ、韓国軍を釜山の一角に追い詰めるところまで進撃したことである。

しかし九月一五日アメリカ軍の仁川上陸作戦の成功によつて北朝鮮軍は背後を断たれ、たちまち全面的に崩壊し、形勢逆転してアメリカ軍は京城を奪還し、更に三八度線を突破して長驅北鮮の首都平壤を奪うに止まらず、更に勢に乘じ朝鮮の武力統一を完成するため、総攻撃を決行し、將に朝鮮戦争を終らせうる一步手前まで進んだ。

しかるに一〇月中旬から密かに鴨緑江を渡つて北鮮に潜伏中の二〇万の中共軍（義勇軍と呼んだ）の人海作戦に遭遇したアメリカ軍は、後退を余儀なくされ、形勢は再逆転して翌一九五一年一月再び京城を奪われ、戦争の性格は一変して中共との戦争になつた。間もなく援軍をえて陣容を建直したアメリカ軍は反撃作戦に成功し、三月再び京城を奪還し、六月遂に共産側から休戦の申出をうけるに至つた。休戦談判を行ひながら戦争をつづけること二年に垂んとした朝鮮戦争は、スターリンの死亡後一九五三年七月漸く終了した。この三年一カ月にわたる朝鮮戦争の性格は、緒戦の三カ月間はソ連の組織した北鮮軍、後半は中共軍に対し、アメリカ軍を主力とする国連軍の戦争であつた。

毛沢東の共産政権樹立と、これに踵を接して中ソ両国が決行した朝鮮戦争とは、それまでアメリカが極東に対しても執ってきた軍事、外交政策は、根本的な建直しを余儀なくされたるをえなかつた。特に昨日までアメリカが同盟国として長い間その独立と保全のため日本と戦つてきた中国は、今日では公然たるアメリカの敵国になつたのみならず、逆に日本をアメリカの同盟国に転化せしめざるをえなくなつた。かかる背景の下に生れたのが対日平和条約である。従つてその性格が復讐的、懲罰的な平和条約でなく、歴史上稀に見る和解的内容のものにならざるをえなかつた理由は、モリソン外相がサンフランシスコ会議で巧みに説明したことく、それが日本のためのみでなく、戦勝諸国を含む全世界の利益であつたからである。

しかし、かかる先見の明ある和解的平和条約に到達する過程は、決して坦々たるものではなく、険阻な幾山河を踏み乗えねばならなかつた。日本民族にとって至上の幸運は、アメリカ政府がこの難事業を突破する重大な任務を、ジョン・フォスター・ダレスに授けたことであつた。故に一九五〇年一月一〇日トルーマン大統領がダレスを大統領の「特別代表」として、対日平和条約締結の主任官に任命したことは日本の運命にとって歴史的な日である。

ダレスはハリソン大統領の国務長官ジョン・フォスターを祖父、ウイルソン大統領の国務長官ロバート・ランシングを叔父にもつ、外交界名門の出身者であつて、殊にかれは第一次世界大戦の平和諸条約を結んだベルサイユ会議に、ウイルソン、ランシングを含むアメリカ代表団の随員として参加し、復讐的、懲罰的平和条約の典型といわれるドイツとの平和条約における、「賠償条項」に反対したアメリカ代表団のスポークスマントとして活躍した体験の持主であつた。

「平和には二種類ありうる。その一はカルタゴ式の平和であつて、残忍、無慈悲、硬直性のもので、長期にわた

り軍事力をもつて強制しなければならないもので、しかもいかなる違反も見逃さない平和である。その二は人間性は更生可能であり、人間は時々失敗することがあっても、善良な生活様式に復帰可能との信念に基く平和である。この第二種の平和は権力を基礎とする寛大な平和である。

これら二種類の平和の中間に中途はんぱな平和はない。われわれは、そのいずれかをとらねばならない。われわれは将来日本とアメリカを緊密な仲間にする善いチャンスを与える種類の平和を求めている。それは征服された日本人の、自由意思によるにあらざれば不可能である。平和は和解の平和でなければならない」。

日本人の自由意思に基き、かつ、日本をアメリカの緊密な仲間にする平和条約を結ぶのが、ダレスの基本方針であった。更にダレスは対日平和条約で、日本人の経済的活動に制限を加えんとする、すべての主張を抑え、特にイギリス連邦諸国からの、かかる声に対し、次のごとき哲学を説示している。

「もしあなた方が、ムチを使用し、日本人の経済的機会を圧縮し、奴隸労働の獄吏か、主人公として行動し、日本の航海業を海洋から追い出し、日本の繊維工場を閉鎖すれば、日本の激しい敵意を招くのみでなく、結局、日本をソ連の勢力圏に追い込む平和を生むことになる」。

ダレスはかかる哲学をもつて対日平和条約の作成と取組んだ。この哲学はかれがベルサイユ会議で学んだ教訓たることとは「ダレス伝」の著者も認めている。特にダレスが担任させられた賠償問題の部門におけるかれの活躍は、ベルサイユ会議の記録が示すごとく輝かしいものであって、クレマンソー、ロイド・ジョージ、ウイルソン三巨頭会談で打開しえなかつたドイツの賠償問題は、強力な「賠償委員会」を創設し、これに決定さすことになったが、その発想者は実に若冠三一歳に四日足らないダレスその人であったことは驚嘆に値いせざるをえない。

対日平和条約第一四条はダレスがベルサイユ会議で学んだ教訓の産物そのものであつて、「請求権と財産」と題し「賠償」という表現すらさけている。特に日本が将来賠償請求国と結ぶことを予想された「取極は、他の連合国に追加負担を課することをさけなければならない」とある条項のごとき、ベルサイユ条約によつて、現実に、ドイツが支払つた「外貨」による賠償は、事実上、ドイツへのアメリカのドル投資から支払われた、失敗の歴史を繰返さざらんがための警戒規定であった。

賠償問題以外でダレスがベルサイユ条約の失敗に顧み、対日平和条約でさけた問題が二つある。その一は「戦争責任」条項をさけたことである。日本とともに敗戦の同僚国たるイタリー平和条約の前文には、「イタリーはファシスト政権の下に、ドイツおよび日本との三国同盟の当事者になり、侵略戦争に着手し、それによつて連合諸国その他の諸国との戦争状態を挑発し、戦争に対する責任を負担する」とあり、他のブルガリア、ハンガリー、ルーマニア、フィンランドの四敗戦国との平和条約の前文には一律同文で、これら四国はいずれも「ヒトラー・ドイツの同盟国になり、連合諸国に対する戦争にドイツ側に参加したので、この戦争に対する責任を負担する」とある。しかし敗戦国のみを罪人扱いする規定をかかげても、勝者の復讐心を満足さすのみで、将来の平和維持に役立たないのが歴史の教訓である。殊に日本とドイツとは軍事裁判によつて戦争責任者を刑事犯人として処罰ずみであった。

その二は「軍備の制限」に関する規定をさけたことである。これもイタリー条約外四条約には、いずれも厳密な制限規定が設けられているが、数年を出でずして悉く空文に帰している。殊にベルサイユ条約でドイツに課して不当な軍備制限が、却つて第二次世界大戦の原因の一を構成した苦い歴史もある。しかし今回の日本の場合は全く事情を異にし、平和条約に先ち憲法によつて軍備の制限どころか、その全廃を行わしめられ、外部から条約で制限を加える必要

のない、巧妙な仕組にされていた。マーフィー（戦後の初代日本大使）によると、マッカーサーは東京訪問のアメリカ出版業者の団体を招待した昼食会で、「日本に対するアメリカの占領政策に対し、もしいか自分のために記念碑が建てられることになるとすれば、それは自分の勝利のためでもなければ、自分の成功した日本の占領政策でもなく、それは日本国憲法九条のためだらうと断言したい」とだ」とある。⁶⁰ (*Diplomat Among Warriors, by Robert Murphy, 1964, New York, Chapter 24*)。

ダレスの人物に関してはアイゼンハワー大統領の下に国務長官として赫々たる業績をあげ、その歴史的地位は確立されているが、かれと親しく仕事を共にした人たちのうち、一九四五年九月ロンドンの第一回「五大国外相会議」に出席したバーンズ国務長官によると、「私は対外関係の分野においてアメリカ人として最も事情に通じた一人で、忠実な共和党員たるダレスを、顧問の資格でロンドンに同行を要請した。しかしかれは顧問以上であつて、われわれの同僚になり、われわれの間には秘密はなくなつた。会議のテーブルにおいても、私的会合においても、すべての決定を行ふことに参加した」とあり、(A Decade of American Foreign Policy, Basic Documents 1941-49, State Department)。また一九一九年ベルサイユ会議にダレスと同行したウイルソン大統領の分身ハウスによると、ダレスは「アメリカの外交における著名な名前の相続人であり、偉大な力と資質との精神の持主であつて、戦費をドイツの賠償に加えることに反対する主たる論者になつた」とあり、("What Really Happened at Paris", by American Delegates, 1921, London)。更にシーボールド大使によると「私は個人的接触によつて、ダレスが信じられないほどの海外の事情に幅広い経験をもつのみならず、細心の注意と精密さをもつて事に当るのとを知つた」。また「ダレスは豊富な知識をもつ非常な努力家であり、名人のような老巧さで対日平和条約の交渉を行う使節たることを知つた」とある。

二 平和条約推進工作

一九五〇年九月一四日（東京時間九月一五日）ツルーマン大統領は対日平和条約締結に關する努力を新に行うべき時機が到来したとの決意を示す次の声明を発表した。この日はアメリカ軍が仁川の上陸作戦に成功して、朝鮮戦争がアメリカ側に有利に逆転したことと留意しなければならない。

日本人民はかれらを國際社会に引戻す平和条約を獲得しうる資格をもつてゐるとは、アメリカ政府が久しう抱いてきた見解である。周知のごとくアメリカ政府は初めて一九四七年日本との平和条約を討議するため、極東委員会の構成国の會議を召集する努力を行つた。しかるに手続上の困難が、當時もその後も、その進展を阻止してきた。今やアメリカ政府はその方向における努力を再び行うべきだと信ずる。それで私は國務省に将来の手続に関する非公式の討議を開始する許可を与えた。それは最初に太平洋戦争に最も活発に關係した極東委員会に代表者をもつ諸国政府と行うことだ。これら非公式な討議の結果を評価する機会をもつまで、いかなる公式行動もとることは期待されない。対日平和条約に関するかかる政策は、アメリカがすべての戦争状態を終らせんとする、一般的努力と一致する。アメリカは長い間ソ連にオーストリア条約を結ぶようせき立ててきた。またアメリカはドイツとの戦争状態を終らせる可能性を探究中である。

日本との平和条約締結を最初に提言したのはモロトフ外相であつて、太平洋戦争終了の翌月、すなわち一九四五年九月一二日、ロンドンの第一回「五大国外相會議」でイタリー外四カ国との平和条約の討議が行詰るや、モロトフは突然バーンズ國務長官に対し、ソ連政府は「日本の侵略の復活に備える、条約を結ぶ時機が来た」と考へてゐる。特に

日本で降伏条項が実施されつつある方法に鑑みそ「うだ」とのべたのがそれであるが、ソ連の真意は平和条約よりも、むしろアメリカが独占する日本の占領行政に発言権を増大せんとするにあつたことは、この年一二月二八日、モスクワの「三大国外相會議」で、ソ連の希望を容れ日本の占領実施に關し、ワシントンに「極東委員会」、東京に「対日理事会」の二機関が創設されるに至つたことが立証する。

翌一九四六年六月二一日アメリカ政府は、将来二五年間、日本の全面的武装解除と非軍事化とを規定した、恐るべき日本管理条約案を極東委員会に提出した。この条約案は一九四六年四月二九日バーンズ國務長官が、パリの「四大国外相會議」に提出したドイツの全面的武装解除と非軍事化に関するドイツ管理条約と同一性格のものである。しかしこれは旧敵国に関する条約ではあるが、戦争の跡仕次をつける平和条約ではなく、バーンズによると、モロトフが頻りにドイツの侵略再発を説くので、バーンズ自身が考へ出した構想で、いまだ大統領の承認もえていなかつた。ともかく日本の場合はアメリカとともに日本の管理国に予定されていたイギリス、ソ連、中国の三国政府に送致したところ、イギリスと中国は直ちに同意したが、ソ連は返事を与えなかつた。

一九四七年三月ヒュー・ボートンを長とする國務省の作業班が作成したアメリカ最初の対日平和条約案は、バーンズの日本管理案と同一理念に基くもので、日本の軍國主義の復活を防止するため、日本を無期限に連合国の統制下におく計画であった。この草案は一九四七年八月と一九四八年一月との二回改訂されたが、日本は信用できないから、条約によつて日本軍事力の復活を防止する予防措置を必要とするとの基本理念には変化なく、日本を全面的に監視するため、極東委員会の構成国を代表する「大使會議」を設け、その配下の監視委員会をして、条約の非武装条項違反を監視せしめる。日本はすべての軍事力、軍用または民間飛行機、戦略資材の貯蔵、軍事力のための科学研究機關、

核研究機関を禁止される。大使会議は最終決定権をもち、自動的に日本を制圧する権限をもつという、恐怖すべき懲罰的平和条約の典型的なものであった。

一九四七年七月一日アメリカ政府は、極東委員会に対し日本との平和条約を審議するため、同委員会の構成国代表者から成る予備会議を開くこと、その会議の票決方法は三分の二の多数決制度をとると提議した。極東委員会の八ヵ国はこの提議に一般的同意を示したが、ソ連は対日平和条約は米、英、中、ソ四ヵ国の外相会議によつて審議さるべきとの見解をとつた。中国は平和条約は極東委員会を構成する一ヵ国との会議で審議するが、その決定は前記の四国を含む多数決でなければならないと提議した。かくのごとく平和条約を審議する会議の基礎そのものに關し、大幅に意見が分れ、その解決は不可能であった。しかし、この年一月二七日モロトフ外相は、四大国外相会議を中国の一地で開き、平和条約の起草を行うとの公式提議を行い、アメリカ案に挑戦したが、一二月一三日ベビン外相は極東委員会構成国による平和会議の必要を強調してこれに答えた。

一九四八年はチェコの共産化、ベルリン封鎖などソ連はヨーロッパでの攻勢に忙殺され、対日平和条約に対するソ連の圧力はなかつた。それでも一二月一八日ソ連は極東委員会に「日本の産業管理案」を提出したが否決された。

一九四九年五月二三日ビシンスキー外相は、パリの「四大国外相会議」で全然予期しなかつた対日平和条約問題を持出し、平和条約起草のため中国の国民政府の代表を含む五大国外相会議を開く日取の決定を要求した。この提議は取上げられなかつたが、アチソン国務長官は同年六月末の記者会見で「アメリカは対日平和条約は極東委員会を構成する一ヵ国が起草すべきだ」と声明し、重ねてソ連が拒否権をもつ「四大国外相会議」方式を否定した。

一九四九年一〇月一日は毛沢東の共産政権が正式に成立し、ポンピヅー大統領のいう「世界の様相を変えた」ので

ある。翌年二月一四日の「中ソ友好同盟相互援助条約」第二条は「両国が可及的最短期間に日本との平和条約を結ぶよう努力」を誓っている。これは一日も早くアメリカ軍による日本の占領を解き、日本からアメリカ軍を追い払つて、権力の空白状態をつくり、中ソ両国による日本の共産化工作を容易ならしめんとする魂胆以外のなにものでもなかつた。

平和条約の早期締結を促進する運動は、動機と目的を異にするが、アメリカの同盟国からも起つた。一九四七年八月二六日英連邦八カ国による、第一回カンペラ会議がその一である。一九四九年一月の第二回カンペラ会議にはイギリスの極東通商ニンゲ大使が有力な影響力を与え、日本との平和条約の最終的決定は、極東の事態に対するより明確な評価が行われる英連邦の外相会議まで延期することになった。その外相会議は翌一九五〇年一月一一日からコロンボに開かれた。

一九四九年九月一三日ワシントン訪問のベビン外相とアチソン長官との間に「対日平和条約は久しく遅れているので、その締結を急ぐ真剣な措置をとることが得策だ」との共同コミュニケが発表された。これはベビンが強くアチソンに平和条約の早期締結を勧告した結果だと伝えられている。

ダレスとともに和解的平和条約を築き上げた主勲者はマッカーサーであった。かれは日本の武装解除と非軍事化に對しては峻厳そのものであつたが、その他の点においては極めて高邁な見識をいだき、殊に軍事占領はいかにそれが慈惠的な寛大なものであつても、五年を超えてならないとの信念の持主であった。一九四七年三月一七日かれが在任中唯一回行つた一般記者会見で、「日本の平和を討議すべき時期が今や近づきつつある」とのべ、ブライアンズ記者をして、「元帥は平和条約に関し非常によく準備され、よく整つた説明をしてくれたが、これは驚くべきことであった。

なぜなら当時占領機構はまだ新しく、活気にあふれており、在京の外国人にして占領の最終的結果の基礎など考えたり、予測することなど、思いもよらなかつたからである。新聞の特派員で平和条約問題探求のため、幾分でも時間を割いた者が果してゐたであろうか。ともかく元帥のやり方は成功し、平和条約の問題をしつかり、記者団に印象づけたがこれこそかれの目的であつた」と報道せしめた。シーボルドによると「マッカーサーは平和条約早期締結という时限爆弾的な提案を出して、世界世論の熟するを待つてゐたが、かれの考えは終始一貫していた」（この日から四年半後に平和条約成立）とある。故に一九四九年国務省と国防省との意見が対立した際、国防省の高官連が日本を訪問して「アメリカ自身の安全のため」、平和条約の締結を遅らせるよう、マッカーサーの支持を求めたが、元帥の考え方を変えさせえなかつた。

国務省が作成した条約草案は、過去二年間、大幅に改変されたが、一九四九年一月三日に完成された新草案には、依然として日本に対する懲罰的な色彩が残つていた。長文複雑にすぎ、勝者が敗者に与える指令的性格なもので、マッカーサーはこの新草案を好まず、「自分ならもつと別な書き方をするだろう」と批判し、「しかし条約の起草は国務省の仕事だから、同省に議論を挑むつもりはない」と付言した、とシーボルドは伝えている。

三 ペンタゴンとの対立克服

大統領から対日平和条約推進の大号令が下つたが、条約締結の交渉を負担する国務省にとつては、四つのグループを相手にしなければならない難事業であつた。第一のグループは共産主義諸国、第二はペンタゴン（アメリカの軍

部)、第三はアメリカの同盟諸国、第四は敵国日本であった。アチソン国務長官によると「そのうち最も面倒の少なかつたのは共産主義諸国であった。理由はかれらがどんな筋道の立った正しい議論にも必ず反対することが予測できるし、また妥協のできない相手方だからである。故にかれらの反対はただこれを無視しうるのみ」とある。これに反し最も頑強に長期間平和条約に反対した厄介な存在はペントAGONであって、反対理由は「現在の軍事占領という安全な地位を、平和会議による不確定な結果に取替えるには、事態はあまりにも不安定だ」との「時機尚早」の一点張であつた。国務省としてはペントAGONとの意見の調整が発見されない限り、同盟諸国とも日本とも討議できない立場にあつたとアチソンは訴えている。この間の事情に關しシーボルドの説明によると、国務省で作成された前記二条約草案に次いで、第三番目の条約草案が国務省ではなく、国防省当局で作成され、日本のあらゆる軍事力を剥奪するのみならず、自衛のための軍事力すらもちえない規定であつた。軍当局の考え方によると、日本はその国防のため無期限に外国（アメリカ）に依存せねばならない。アメリカ軍はソ連の挑発に対し、アメリカ自身のためにも、日本を防衛しなければならない。それがためには日本の基地を無制限に使用しうること、日本国内および日本からアジア全土へ自由に出動できることが基本的要件であつた。しかしこれらの要件は、平和条約の対象になりえない条件であるから、条約という考え方をやめ、占領を無期限に延長したいというに外ならなかつたとある。

アチソン国務長官によると、同長官が一九四九年一〇月三日（毛沢東政権樹立後三日目）ジョンソン国防長官宛書簡で、「対日平和条約における軍部の要求事項を尋ねたところ、ジョンソンから同年一二月二三日、平和条約を討議することすら日本に心理的効果を与えると非難し、更に平和条約は時機尚早との統合參謀本部の見解を添えた回答をうけた」とあり、「統合參謀本部としてはソ連と中共が、日本におけるアメリカの軍事基地の存続を確保する平和条

約に調印する保証を与えない限り、平和条約の交渉を行うことに反対だ」というにあつたと書き残している。

国防省のこの決定が大に国務省を困らせたわけは、アチソンによるとベビン外相からその翌月に予定されているコロンボの英連邦外相会議前に、対日平和条約に関するアメリカの考え方の輪廓だけでも知らせてくれと迫ったことである。ベビン自身この外相会議を好まなかつたわけは、会議が高度な懲罰的平和条約を主張しそうなので、「アメリカが受諾しえない立場」をイギリスが公約したくなかったからであった。アチソンはベビンのかかる好意的要請に対し、卒直に事情を説明し、「日本人が受入れえない立場」を要求しないよう注意深く警告するに止めたとある。

ベンタゴンの主たる反対論者たる陸軍次官ボーリースは、法律上並に軍事上あらゆる故障を発見して、国務省が正しい実際的だとみなすコースに反対した。かれがマッカーサーの立場を援用したので、国務省とベンタゴンから特に人を東京に派して直接マッカーサーの見解を確かめたところ、將軍は国務省と同一意見であつて、「平和条約は和解的なもので急を要すること、統合參謀本部は事態を軽く考え、むしろ、大統領から否認されることを期待しているのみだ。故に國務長官は大統領に否認するよう強く進言すべきだ」と全面的に国務省の方針を否定した。なお、ジョンソン国防長官は、国務省が直接マッカーサーまたはシーボルド政治顧問を経由して、軍事問題を討議することを止め、ボーリーズ次官を経由してのみ連絡するよう要求したがアチソンはこれを無視したとある。

アチソンによると大統領には国務省の難儀を逐一報告しているので、ベンタゴンとの対立が発生すれば、大統領から完全な支持をうけることを疑つていなかつた。統合參謀本部はマッカーサーのいうごとく、大統領が否認すれば喜んで受諾するとアチソンも信じていた。しかしジョンソン国防長官の反対論によると、「国務省の条約草案は国防上不可欠な要請を無視し、日本の侵略者、バターンの死の行進を行つた犯人をアッピーズするものとの、全然まちがつた

主張」であつて、問題にならないものだつたとアチソンはのべている。そこで大統領は一九五〇年二月二〇日国家安全保障会議の決定を要請した。アチソンも四月二四日ジョンソン並に統合参謀本部の長官たちとの会談を行つたが、会談の大半は統合本部の連中からの「時機尚早論」の繰返しに費され、アチソンからかれらの態度は「時代の要求も、アメリカの要求も満足しない」ものとの警告で終つたとある。しかし五月一八日大統領が記者会見で、平和条約は「あまり遠くない」との希望を表明されたことは、ジョンソン国防長官には無駄でなかつた。ジョンソンは統合本部のブラッドレー議長とともに、六月、日本に視察旅行すると発表したので、国務省もダレスとその補助者アリソンを日本に派遣したことは、平和条約がもはや「時機尚早」でないと警告に役立つた。国務省の目的は「平和条約の無期限延長が絶対必要なことを、マッカーサーに説得」せんとするにあり、国務省の使命は平和条約の可能性を探求するにあつた。

マッカーサーは二つの使節団の到着前に「覚書」を用意していた。それは国務省の立場を支持し、ペントAGONの思想とは対蹠的なものであつた。マッカーサーはアメリカの占領継続を「平和条約」で押付けることは、日本政府にもアメリカの同盟国多数にも受諾されないが、日本とアメリカとの二国間の防衛条約であれば、話は別になるというのであつて、夙にイギリスが示唆した思想でもあつた。最終的にはこの方式が採用され、平和条約と同時に日米間に安全保障条約が調印された。しかし日本側の調印者は平和条約とちがつて吉田茂首相のみであつた。この安保条約はその目的として「無責任な軍国主義がまだ世界から驅逐されていない」からと、ポッダム宣言の文句をそのまま借用しているが、この場合の軍国主義は日本でなくソ連であつた。

しかし平和条約の推進を妨害していた国務省の反対を解消したものは朝鮮戦争の勃発であつた。一九五〇年六月一

七日、ダレス特使、翌日ジョンソン国防長官とプラッドレー議長が、それぞれ東京に到着した。一週間後の朝鮮戦争勃発當時ダレスはなお東京にいた。対日平和条約の必要性と重要性の信念をいだいて帰国したダレスから、その報告をうけたアチソンは全面的にこれに賛同すると同時に、「議会に対しては日本人が南朝鮮への攻撃を、かれら自身に對する攻撃とおそれいると告げ、かつソ連の勢力から独立した日本を維持するがためには和解的平和条約の重要性を強調し、閣僚たちに対しては極東におけるソ連の圧力の増大が、日本に恐怖心を起させ、既に日本社会党による日本の中立化と無防備化の運動に対し、ソ連が扇動工作を行う可能性あることを報告した」とある。

日本の視察旅行から帰国したジョンソン国防長官は七月中旬国務省に対し、両省の係官が速かに両省の意見対立を調整し、主要同盟国との協議を開始しうるに足る広汎な平和処理計画を準備するよう提議するに至った。ジョンソンの唱えてきた反対意見は、統合参謀本部とマッカーサーとの軍事上からの要請が、条約草案に取り入れられているので、その根拠は失われた、とダレスに説得されたため解消し、一九五〇年九月四日アチソン、ジョンソン両長官から大統領に提出する「共同覚書」が完成し、九月七日両長官が署名し、翌日大統領の承認をうけ、九月一四日本項目頭にのべた大統領声明が行われたわけである。

ここで日本にとって死活的な重要性をもつ、対日平和条約は懲罰的なものではなく、和解的なものにしなければならないとの大方針が、いつ、いかにして決定されたかの問題を突止めねばならないが、立証は必ずしも容易でない。アチソンによると「一九四九年までに国務省の省員の大多数は、北東アジア部長アリソンの予測に賛成した」と前提し、その予測とは「最善の状況と經營の下においても、占領終了後、日本人民がアメリカの樹立せんと求めてきた、自由で民主的で平和な社会をつづけるチャンスは良くない」とあつたと紹介しながら、「この見解は日本に賠償とか管

理の重荷を負わせる懲罰的平和を明かに除外するものだ」断定し、「これは条約締結の遲延が極めて危険なことを強調する」と結んでいるが、そんな「予測」から、いかにして、「非懲罰的条約」の必要性が生れるのか、論理的には辯證の合わない、全然説明不可能である。殊に一九四九年末といえば、ペントAGONの態度はもちろん、前述のごとく、國務省立案の条約草案も、かかる結論を全然否定しているからである。

そこで想起することは、アチソン自身終戦前、グルー國務次官の下に次官補であった時代、日本の戦後処理を討議した際、天皇制廃止論者であつて、グルーと対立したほどで、日本との和解的平和は本来アチソンの性分には合わないものを、無理にコジッケたのではないかとの疑惑である。ともかくアチソンは「自叙伝」においては天皇制の問題は「幸にグルーの見解が勝利を占めた。私はやがて間もなく、全然まちがつていたことを発見した」と淡々と自白している。従つて和解的平和の方針が、いつ確立したかの正確な時期を確認ることは困難だが、それが朝鮮戦争の推移と密接に結付いていることと、ダレス代表の世界観、対日観に大きく影響されていることは否定できない。

四 同盟国の説得に成功

非懲罰的条約を結ばんとするアメリカにとつては、日本軍に侵略または占領され、損害を蒙った同盟諸国を説得して、かれらが当然要求する日本からの再侵略に対する将来の安全保障と、過去にうけた損害の賠償と支払を、アメリカ自身がいだく極東および太平洋における将来の平和維持に関する高次元の構想とを調整させねばならない困難な事業が残っていた。殊にイギリスとは政治問題として中共の取扱（イギリスは一九五〇年一月六日既に中共を承

認）と、台湾の処分問題とに関し、意見の対立あるのみならず、経済問題としても日本の貿易、海運、造船などに嚴重な制限を加えんとするイギリスの主張を抑え、有為有能な八千万日本人を永久に貧乏と低生活に釘付けせんとすることは、殷鑑遠からず、ベルサイユ条約で十二分になめた愚策たることを、イギリスに納得させねばならなかつた。

しかしイギリスとの意見調整はダレスのロンドン訪問を必要としたほど困難であつたが、政治的に重要な「中国の代表権問題」、すなわち中共と台湾とのいづれを平和会議に招請するかの問題は、米英とも喧嘩両成敗に終り、中共も台湾もともに招請しないことに妥協し、また台湾島の処分に関しては南樺太および千島と同様に、「帰属先」を示さずただ単に日本に「放棄」させることに止め、更に日本が中共と台湾とのいづれを選んで条約を結ぶかは、独立回復後の日本自身に選択されることに決定した。経済問題に関しては平和条約の前文に「日本は公私の貿易と通商において、国際的に承認された公正な慣行に従う意思を宣言」する、との軽い義務を課した外は、第一次世界大戦後に、大国としての日本が獲得した「一九一九年九月一〇日のサン・ジエルマン・アン・レイの諸条約」に基く特権を放棄せしむることでイギリスを満足させたのである。

しかしイギリス政府はかれ独自の対日平和条約草案を用意していたので、ダレスはこれをアメリカ案に統合しなければならなかつた。対日平和条約付属の「議定書」は全部イギリス案であつて、ベルサイユ条約には同一の規定が条約の本文にあるが、これまたイギリスの提案に基くものであつた。一九五一年七月二〇日「米英共同案」がまとまつたので、先づ極東委員会の構成諸国、次いで全交戦国に、正式に廻付してその意見を求めた上、同年八月一三日最終案が完成され、九月四日サンフランシスコに対日平和条約の「締結と署名」の会議が招集された。

オーストラリア（ニュージーランドもほぼ同様）は平和条約内に「日本の再軍備の権利、日本の自衛軍の規模と構成、造船能力の限界、原子兵器の製造、その他類似または関係事項に、若干の制限」を規定せんと欲したが、この見解が他の連合国大多数の見解とちがっていたことを発見したためこれを放棄した。フィリッピンもオーストラリア以上に、日本の再軍備または自衛軍に対する制限を希望した国であるのみならず、アチソンの「うごとく「八〇億ドルの賠償金の夢を抱いてブツブツ怒つていた」のである。アメリカは対日平和条約調印の直前、フィリッピンとは一九五一年八月三一日、オーストラリア、ニュージーランドとは同年九月一日、日本とは平和条約と同時に九月八日と、一週間以内に三つの安全保障条約を矢継早に結んでいるが、前二者は対ソ防衛の意味も全然否定できないが、主として対日平和条約に挿入を要望された日本の軍備制限に関する規定に代わる性格のものであり、日本との安全保障条約は全然、中ソ二大共産帝国の侵略の可能性に備えたものであるが、アメリカは日本の防衛を負担することによつて、日本の再軍備を抑える意味も全然否定できない。

インドネシアはサンフランシスコ会議で次の三つの質問を提出し、これに対する日本代表の回答いかんを条約調印の条件と声明し、日本代表の肯定的回答を取付けた。

一 日本は平和条約第一四条に従い、インドネシアがうけた損害に対し、十分 (adequate) な賠償を支払う用意があるか。

二 日本は平和条約調印後できる限り早く、インドネシアとの二国条約で、これら賠償の詳細とその額とを確定することに同意するか。

三 日本はインドネシア群島間（註。いわゆる群島理論に基く水域）並にその周辺の公海における漁業の規正、制限、

および保存に関する協定を結ぶため、インドネシアと直ちに交渉に入る用意があるか。

日本と法律上戦争状態にあつた国は全部で五四カ国であった。しかし中国は前述の理由でサンフランシスコ平和会議には招請されなかつた。またイタリーは一九四三年降伏するまで、日本の同盟国として連合側と戦争した仲間であつたためか、日本と戦争状態にあつたに拘らず招請されなかつた。インド、ビルマ、ユーゴーの三国は招請をうけたが出席を拒否した。ユーゴーは関係が少いので遠慮したのかも知れないが、ビルマは賠償条項が気にくわないと理由であつた。インドは一九五一年八月二三日長文の書簡をダレスに送つて欠席の理由三つを詳述している。その一は日本が侵略によつて他国から獲得した領土でない「琉球諸島」に対する「完全な主権」を日本に残していないことであつた。これに対するダレスの反駁は何故印度は「琉球諸島」と同一性格の「千島列島」を日本に残すことを主張しないのか。印度は千島と琉球に異なる基準を適用しているとのことであつた。その二は台湾の将来を「未決定」のまま残すべきでないとの主張であつた。これに対しダレスは台湾の最終的処分に関しては、連合国間に意見の不一致あることは、英連邦の一国として印度も知つてゐるはずである。そんな意見の一致を見るまで、日本との平和を延期することは事实上日本の独立を無期限に延期する不正を犯すことであつて、印度自身といえども日本との単独平和を結ぶ場合に、台湾問題の解決まで待つつもりはないはずだと回答した。その三はアメリカとの防衛協定は「日本が主権国として完全に自由を享有した上で決定すべきものだ」との印度の主張であるが、ダレスはこれに対し、平和条約の発効と同時に、日本が「完全な無防禦」の状態におかれることは、朝鮮戦争酣な事実に照しても許されないことだ。日本は誰かと、なんらかの、安全保障取極を結ばざるをえない。日本がソ連か中共に自己の安全を倚託できないとすれば、誰の眼にもアメリカに依存する以外に途はないはずだ。昨日の占領軍が、今日の同盟軍に性格

対日平和条約の成立を繞るアメリカ外交

一一〇

を変更したからといって、これを非難することはあまりにもアカデミックな議論で、苛烈な国際政治の実情には疎遠なものだ。アメリカは既に自由諸国の三二一カ国と集團安全保障条約を結んでいる。かかる多くの自由人民を鼓舞した感情が、日本人の間にも現われなかつたとすれば、これこそ驚くべきことだと回答している（同年八月二五日）。

五 ソ連との妥協は不成立

ソ連とは平和条約の「内容」に関する見解の相異は姑く別とするも、先づ平和条約を準備し起草する「方法」において既に相容れないものがあつた。ソ連は拒否権をもつ四大国外相会議の方式を固執するに反し、米英両国は極東委員会の構成国による方式を主張して譲らなかつた。

一九五〇年一〇月二六日（朝鮮戦争勃発後四カ月目）アメリカ政府は、対日平和条約の骨格を示す七カ条の原則を覚書の形で、極東委員会の構成国に提出した。しかし、これは示唆的試案にすぎないので、将来つくられる条約案の内容や措辞に關し、アメリカ政府が公約を与えたものではない。これを研究した上、精密に仕上げるため一連の非公式討議を行つて、不明確な点を明かにすることが期待された。アメリカは「日本との戦争を終らせ、日本の主権を回復し、日本を平等な国として自由人民の社会に戻す条約を提議する」とあり、特定の事項に関しては次に示す原則が条約に反映されるはずだとあつた。この覚書は明かに和解的平和を具現している。

一 条約の当事者。日本と戦争した全部または一部の国にして、ここに提議され合意されうる基礎の上に、平和を行ふ意思ある国。

二　国連加盟。日本の国連加盟を考慮する。

三　領土。日本は（一）朝鮮の独立を承認すること、（二）琉球と小笠原はアメリカを施政権者とする国連の信託統治下におくことに同意すること、（三）台灣と澎湖島、南樺太と千島に関しては、「米、英、中、ソによる将来の決定」を受諾すること、この条約の発効後一年以内に決定の行われない場合は、国連総会が決定すること、（四）中国における日本の特殊な権利と利益はこれを放棄する。

四　安全保障。国連が効果的な責任を引受けるがごとき、他に満足すべき安全保障取極のできるまで、日本地域における国際の平和と安全の維持のため、日本の施設とアメリカ軍（あるいは他の軍隊）との間における協力的責任を継続する。

五　政治的および通商的取極。日本は麻薬と漁業に関する多数当事国条約に加盟することに同意する。戦前の二国間条約は相互の協定によって復活できる。新通商条約の締結まで、日本は通常除外されるものは別として、最惠国待遇を与える。

六　請求権。すべての当事国は、一九四五年九月二日以前、戦争行為から発生した請求を放棄する。但し（一）同盟諸国は一般的にかれらの領土内における日本の財産を保有すること、（二）日本は同盟国の財産を返還するか、もし原状で返還できない場合は、喪失価格の合意されたペーセンテージを円で補償する。

七　紛争。請求権に基く紛争は国際司法裁判所所長の設ける特別な中立的法廷で解決する。その他の紛争は外交上の解決か、国際司法裁判所に付託する。

かかるにソ連政府はこれに対し同年一月二〇日アメリカ政府宛覚書をもって次の六カ条の質問を行つた。

対日平和条約の成立を繰るアメリカ外交

対日平和条約の成立を繰るアメリカ外交

一一一

一 一九四二年一月一日ワシントンで署名された連合国共同宣言は、署名国に敵国との単独不講和の義務を課しているが、日本との平和条約には前記署名国のうち少数の国のみとの単独講和が許されるか否か。

二 カイロ宣言とポツダム宣言は、台湾と澎湖島との中国返還を「決定」し、ヤルタ協定は南樺太と千島とのソ連引渡を決定しているにかかわらず、アメリカの覚書によるところの「決定」を、米、英、中ソ四大国の「再決定」に付し、一年以内に合意不成立の場合は、国連総会の「決定」に付すとあることを、いかに解釈すべきか。

三 カイロ宣言にもポツダム宣言にも、琉球と小笠原を日本の主権下から除外する規定はない。殊にカイロ宣言の署名者は「領土的膨張を考えていない」とある。琉球と小笠原とをアメリカを施政権者とする国連の信託統治下におく根拠はどこにあるか。

四 ポツダム宣言第一二項は占領軍の日本撤退を規定している。ソ連政府は日本との平和条約にも他の交戦国との平和条約に規定するごとく、占領軍の撤退する「確定的時期」が考えられているか否か知りたい。

五 一九四七年六月一九日極東委員会が採択した、「日本は陸、海、空軍をもたない」の決定は、アメリカの発議に基くものだが、今回のアメリカ政府の覚書には「日本地域における国際の平和と安全の維持に関し、日本機関とアメリカおよびおそらく他の軍隊との共同責任」とある。そこでソ連政府は次の二つの質問を行いたい。(一)「共同責任」には日本の陸、海、空軍と、三軍の参謀本部との創設を考えているか否か、(二)「共同責任」には対日平和条約締結後といえども、アメリカの陸、海、空軍の基地が日本の領土内に存続することを意味するか否かである。

六 ソ連政府は対日平和条約に日本の平和時の産業の発展に対する一切の制限の撤去、日本に原材料資源への接近

を与え、かつ平等の権利をもつて世界貿易に参加する規定を含ませる意図か否かの説明をうけたい。

日本との平和条約には中国が特殊利益をもつので、ソ連政府はこの問題に関する中華人民共和国の見解を「決定」するため、どんなことがなされつつあるかを知りたい。

後日起りうる他の問題に関し、説明を求める必要のありうることは道理に合つたことで、特にアメリカの覚書に対する他の諸国の立場が明かになつた以後においてしかりである。

それから二週間後の一九五〇年一二月四日中華人民共和国の周恩来外相は長文の声明書を発展し、同国政府の「参加しない限り、内容および成果のいかんを問わず、対日平和条約のすべての準備および起草は、不法かつ無効と認めると主張した。当時の中ソ関係は蜜月の最盛期であつて、夫唱婦和の道徳が満面に行なわれつゝあつた時代たることを忘れてならない。

一九五〇年一二月二七日アメリカ政府は次の覚書をソ連政府に与え、ソ連政府の質問に対し、結果において、極めて重要な意義を含む回答を与えた。

一 アメリカ政府は日本と戦争したすべての国が平和条約の締結に参加することを希望する。しかしアメリカはいかなる一国も他の諸国が日本と平和条約を結ぶことに、永久的な拒否権をもつことを認めない。一九四二年一月一日の「戦時宣言」は、日本その他の枢軸諸国またはその仲間の諸国と、戦争するすべての国が、勝利をうるまで、戦いをつづけることを確保するためのものであった。すべての国は勝利をうるまで戦つた。アメリカはソ連がしばしば提起する、一国が命令する条約以外では、平和条約はありえないとのテーマを受諾しない。敗戦後の日本は今や五年以上も、合意した降伏条項を忠実に履行し、平和条約をうる資格をもつていて。アメリカは一九

四二一年一月一日の宣言に署名または加盟した四七カ国が、完全に満足する条件が発見されうるまで、日本とのいかなる平和条約もありえない、というのがソ連の見解であるか否かを承知しうれば幸甚である。

二 一九四三年のカイロ宣言は「満州、台灣、澎湖島を中華民国」に返還する目的を規定している。この宣言はヤルタ協定およびポツダム宣言のごとき、他の戦時宣言と同様に、「すべての関係要素を考慮しなければならない最終的解決」に従属する、というのがアメリカ政府の見解である。アメリカは、カイロ会議に代表者を送らなかつた他の同盟諸国の見解は、全面的にこれを無視しなければならない、との明かにソ連政府が提起した見解を受諾できない。アメリカはまたカイロで発表されたような諸宣言は、必然的に国連憲章に照して考慮しなければならないと信ずる。国連憲章上の義務は他のいかなる国際協定にも優先する。

三 アメリカ政府はソ連が琉球と小笠原を、アメリカを施政権者とする国連信託統治制度下におくことを、「領土的膨張」と関連させたことを理解できない。国連憲章第七七条は「第二次世界戦争の結果として敵国を離れた領土」に信託統治制度を適用することを明白に予定している。信託統治制度を「領土的膨張」と同一視してならないことはもちろんある。アメリカ政府はまた琉球と小笠原がカイロ宣言にもポツダム宣言にも規定がないために、平和条約の審議から自動的に除外されている、とのソ連の提議を理解できない。ソ連政府はポツダム宣言が日本国の主権を四つの大きな島と連合国が決定する小さな島とに制限していることを無視しているようだ。従つて平和条約でこれらの島の将来を決定することはポツダム宣言と厳格に一致する。

四 平和条約の締結と同時に日本国軍事的占領は終了するというのがアメリカ政府の見解である。ポツダム宣言が予定する「平和、安全および正義の新秩序」が確立されず、無責任な軍国主義が世界から驅逐されていない事

実は、日本がアメリカその他の諸国と、国連憲章特にその五一条に予定する個別的および集団的自己防衛権に関する取極に参加することを合理的ならしめる。これらの取極はアメリカその他の諸国の軍隊が、日本に駐留する規定を含みうる。アメリカは一九三九年三月一〇日スターイン首相が「侵略者に対する集団的安全保障の政策、集団的抵抗の政策」とのべた政策を、日本に否定する平和条約を日本のために提議したくない。

五 極東委員会の政策決定は、平和条約に具現された実質的な特定規定を除き、占領期間においてのみ法的効力をもつものと通常考えられているが、ソ連政府はその政策決定に言及しながら、平和条約締結後における日本の安全保障に関し二つの質問を提起している。これら両質問に対しても一九五〇年一〇月二六日のアメリカ政府覚書第四項と、ここに説明したものによつて回答されている。

六 アメリカは日本との平和条約は、日本の平時經濟を制限し、日本に原材料資源への接近を否定し、世界貿易への参加を否定してならないと考える。アメリカは正式な平和条約の締結を待たず、日本にその經濟生活に必要な食糧と原材料とを獲得させる極めて大きな財政的許与を与え、世界の多くの場所に貿易促進事務所の設置を奨励して、日本の繁栄的な平時經濟の発展と、日本国民の生活水準の着実な向上を助ける努力を行つてきた。

七 この会談はアメリカが外交上の通路を経由して行つているものだが、アメリカはソ連もよく知るごとく、いわゆる中華人民共和国なるものとはなんら外交上の関係をもたない。

ソ連政府が日本に関するアメリカの平和提案に与えた周到な注意は、ソ連が対日平和条約の討議に参加するのみならず、日本と戦争した他の諸国と協力して行動する願望と意図を示すことが、アメリカの熱心な希望である。

六 グロムイコの奮闘奏効せず

一九五一年九月四日サンフランシスコで日本との平和条約を「締結し署名」する国際会議が開かれた。アチソンによると「ソ連が自己の提案を持出すため外務次官グロムイコを出席させと受諾したのは大きな驚きだった」とある。ダレスは「責任ある諸国はロシア人を破壊者にならせてならない」と声明し、国務省は「この招請は条約文に関する交渉の再開」を許すものないと声明した。日本との平和条約の実体は会議に先ち既にアメリカが、日本と戦争状態にあつたすべての国と、言語または文書による外交接衝によつて、確定していたので、平和会議ではアメリカの原案（米英共同提案になつてゐる）にイエースかノーを言ひうるのみで、修正変更は一切許されない仕組であった。これを正式に確認したものが会議の「議事規則」であつて、会議の冒頭にこの議事規則が上程されるや、ソ連のグロムイコ代表は猛虎のごとく、衛星国ポーランドとչュコの代表とともに、天に冲する反対論を執拗に展開した。しかし少數者に思う存分意見を開陳する機会を与え、多数者が最終的決定を行うのが、民主主義のルールであつて、この会議ではこの根本原則が忠実に守られた。

ソ連は自己の主張する「四大国外相会議」によつて対日平和条約を作製せんとする計画が失敗し、逆に日本と戦争状態にあつた殊んど全部が、アメリカの招請に応じサンフランシスコに参集してアメリカの方式で、日本との平和を達成せんとする会議が開かれたので、これをボイコットすることは、共産圏の孤立を自ら求める結果に終るため、不本意ながらこれに参加し、今度は条約の内容そのものにソ連の要求を織込みますべく、最善の努力を傾ける方針になつ

たと理解された。ソ連のその要求自体はグロムイコ代表によつて遺憾なく開明したが、ポーランドとチェコの代表とが、毛沢東政権のため熱弁を揮つたことは、付焼刃の駄弁以外のなにものでもなかつた。

グロムイコ代表は九月五日の第二回総会において「日本との平和条約は当然日本との平和処理に關係のある幾多の領土問題を解釈しなければならない。この点に關し米、英、中、ソは特殊な責任を引受けている。その責任はカイロ宣言、ポッダム宣言、およびヤルタ協定に輪廓が示されている。今日ソ連の主権下にある樺太の南部とその隣接島嶼並に、千島列島に対するソ連の権利は争うべからざるものがある」にもかかわらず、米英共同草案は日本をただ單にこれらの領土に対する権利を放棄せしめたに止まり、これら領土の歴史的従物にも、ソ連の領土のこれらの部分に対するソ連の主権の承認する日本の争うべからざる義務にも言及していない。しかしソ連は米、英両国が、領土問題に關しかかる提案を行うことによつて、ヤルタ協定のごとき國際的協定の下に両国が引受けた義務の明白な違反の途をとつてゐる事實は申上げない」と演説し、最後に一三カ条からなる次の修正案を提出した。もちろんこの修正案は採用されなかつたが、ソ連の日本に対する恐るべき侵略的基本政策を不用意に表現したもので、今日も将来も、その侵略的性格には本質的に変化ない、日本にとつて死活的重要性の証拠物件である。

一 第二条を次のとく修正する。「日本國は満州、台灣とその近接諸島、澎湖島、プラタス諸島、パラセル群島（西沙群島）、スプラトリリーを含む新南群島に対する「中華人民共和国」の完全主権を承認し、これら領土に対する一切の権利、権原、請求権を放棄する。

日本は樺太南部とその近接諸島、並に千島諸島に対するソ連の完全な主権を承認し、これらの領土に対する一切の権利、権原、請求権を放棄する。

二 第三条を次のごとく修正する。「日本国は主権は本州、九州、北海道、四国、および琉球諸島、小笠原、ロザリオ（西之島）、火山、パレセ・ベラ（沖の鳥島）、マーカス（南鳥島）、対馬、その他一九四一年一二月七日以前に日本の一帯を構成した諸島に及ぶ。但し第二条指定の領土および諸島を除く。

三 第六条を次のごとく修正する。「同盟および連合諸国のすべての軍隊は、できうる限り速かに日本から撤退しなければならない。いかなる場合にもこの条約の発効後九〇日以内とする。それ以後はいかなる同盟または連合国、またはその他いかなる外国も、日本の領土内に軍隊をもつか、または軍事基地をもつてならない」。

四 第四条を次のごとく修正する。「日本国は同盟または連合諸国に対する軍事作戦によるか、または若干の同盟および連合諸国領土の占領によって、生じた損害の補償を約束する。日本国が支払う賠償の額と財源とは、関係諸国との会議において審議しなければならない。この会議には日本の占領下にあつた中華人民共和国、インドネシア、フィリピン、ビルマが必ず参加し、日本も招請される。

五 第二三条を次のごとく修正する。「この条約は日本を含みこれに署名した諸国によつて批准されねばならない。日本と米、英、ソ、中華人民共和国を含む次の諸国過半数による批准書が寄託された場合、それまでに批准したすべての諸国に効力を発生する。次の諸国とは蒙古人民共和国、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、インド、パキスタン、ビルマ、セイロン、インドネシア、フィリピン、オランダ、フランスの一二カ国をいふ。それ以後、この条約を批准した国にとっては、その批准書寄託の日に効力を發する。

六 第四章に次の新条文を加える。「日本国は日本人民間における民主主義的傾向の復活と強化に対するすべての障礙を除去し、日本の管轄権下にあるすべての人間に、人権、性、言語、宗教の差別なく、人権と基本的自由の

享有を確保するに必要な措置をとることを約束する。その基本的自由には表現の自由、印刷および出版の自由、宗教的崇拜、政治的意見の自由、および公然たる集会の自由を含む」。

七 第四章に次の新条文を加える。「日本国は日本の領土内に日本人民の民主主義的権利を奪うことを目的とするファシストおよび軍国主義組織、それが政治的たると、軍事的たると、半軍事的たるを問わず、その復活を許さないことを約束する。」

八 第八章に次の新条文を加える。「日本国は日本との戦争に軍隊をもつて参加した、いかなる国をも対象とする連合または軍事同盟に参加しないことを約束する。」

九 第三章に次の新条文を加える。「日本国の陸、空、海の軍備は、専ら自己防衛の仕事をみたすのみに厳格に制限される。それにより日本は国境警備隊と憲兵を含み、次の規模を超えない軍隊をもつことが許される。」

(1) 陸軍は対空砲兵を含め総数十五万人。

(2) 海軍は人員二万五千、総トン数七万五千。

(3) 空軍は海軍航空隊を含め戦闘機と偵察機二百機、輸送機、海空救助機、練習機および連絡機は、予備機を含め百五十機とし、総人員二万人。日本は機体内に爆弾を運ぶ装置をもつて主として爆撃機として設計された航空機を、所有することも、取得することも許されない。

(4) 日本軍のもつ中型戦車と重戦車の総数は二百台を超えてならない。

(5) 軍隊の勢力には、それぞれの場合、戦闘員と補給整備員と事務員が含まれる。

一〇 第三章に次の新条文を加える。「日本国は日本の軍隊の規模を定めた本条約の下において、その維持を許さ

対日平和条約の成立を認めるアメリカ外交

れた軍隊の要請を超えた規模においては、いかなる形式たるを問わず、住民の軍事的訓練を行うことを禁止される。

一一 第三章に次の新条文を加える。「日本国は次の諸兵器を所有、建造または実験してはならない。すなわち〔一〕原子兵器その他の大量殺戮手段、それには細菌兵器および化学兵器が含まれる。〔二〕自動発進式または誘導式ミサイル、またはそれらの発射に関連する装置（本条約によつて許された海軍艦艇の魚雷とその発射管にして、通常の艦艇装備を含む以外のもの）。〔三〕射程三十キロを超えるすべての大砲。〔四〕接触によらず、自動感応装置によつて爆発する機雷または魚雷。〔五〕すべての人間操縦の魚雷がそれである。

一二 第三章に次の新条文を加える。「宗谷海峡（ラ・ペルーズ海峡）と根室海峡の日本側全沿岸、津軽海峡、対島海峡は非武装しなければならない。これら諸海峡はすべての国の商船の通過に常に開放されねばならない」。

これら諸海峡は日本海に隣接する諸国に所属する軍艦のみの通過に開放されねばならない。
一三 第四章に次の新条文を加える。「日本の平和産業の發展、他の諸国との通商の發展、または日本の平和産業の要請に応ずる原材料への接近と取得に、いかなる制限も課してならない。同様に日本の通商的海運の發展、または商船の建造にはいかなる制限も加えてならない。

ソ連製のこの古色蒼然たる一九世紀型の復讐的平和条約（日ソ戦争が日露戦争の復讐戦争たることは、スターリン自身が一九四五五年九月二日全世界に声明している）に接した日本人は、アメリカを戦争の相手に選んだことを、むしろの神の恩寵と感ぜざるをえなくなった。真珠湾の奇襲によって太平洋艦隊を一時半身不隨にされたルーズベルト大統領は「われわれの武力は、目前の惡に対すると同時に、究極の善を指向せねばならない。それは征服のためでも、

復讐のためでもなく、アメリカが象徴する一切のものを、子孫のため安全にせんがためだ」と、極めて次元の高い識見を表明している。人類進歩の先駆者を僭称する共産主義者は旧態依然たる復讐の鬼ではないか。殊にソ連修正案が自由とか、基本的人権とか、民主主義とか、自由世界の貴重な遺産を盜用して、日本の共産化工作の野望を陰蔽せんとするに至っては、笑止の沙汰といわざるをえない。

ソ連修正案に対する最も忌憚なき、最も徹底的な、しかも極めて鋭切な分析と批判の第一声はオーストラリアのスペンダー代表によつてあげられた。凡そ六つの重要な点を取上げ、先づソ連は条約案を非難しているが、「非難の理由は表面に現われたものとはちがつて、一層深いところにあり、かくされている。しかし終戦以来五年間ソ連の行動を見守つてきた者にとっては、到底かくされえないと冒頭し、第一点は「他のなにものよりもソ連の願望していることは、ソ連の浸透に抵抗する防衛力のない日本であることは、輝く太陽のごとく明白だ。もしソ連が日本を支配し、日本の巨大な工業能力と日本人の偉大な勤勉力を支配したとすれば、東洋のみならず全世界におけるマンモス大國になる。だからソ連が日本を完全に自衛能力のないものにし、ソ連の面前に無力のまま横わることを、死物狂になつて願望しても、少しも不思議はない」と喝破し、「ソ連は条約案に日本の軍国主義に悩んだ諸国を守る、安全保障規定の不存在を心配するふりをしているが、ソ連は本当にオーストラリアなどの保護を心配しているのだろうか。ではソ連の侵略に対し、オーストラリアなどはどんな安全保障をもつてゐるか。日本から自衛能力を奪つて、これを太平洋の孤兎とし、ソ連侵略の好餌とする以外に、オーストラリアなどにどんな安全保障があるというのか。真理は單に一九〇五年（日露戦争）のロシア帝国主義が、一九五一年マルクス主義ソ連の帝国主義の言葉に変つたにすぎない」と鋭くソ連の虚偽をあばいている。第二点としてソ連はこの条約案は「平和のためでなく、戦争のためだ」と非

難しているが、こんな言葉はどの代表が発しても「悲しむべく歎かわしいことだが、ソ連代表によつて行われた場合、特にそうだ。ロシア人の運命を支配するクレムリン内の人たちが、なにを考えているか私は知らないが、そのわけは悪魔自身他人の心持を知らないからだ。私は世界問題とここに參集の各國代表者とに関し、知識をもつ者としてのグロムイコはかれが言つたことを真に信じてはいないと確信する。共産ブロックの三国を除き、ここに參集のすべての国が戦争を準備しつつあるとの誣告は、全くの幻想である。ソ連が一、二の国に対し、どんな歪曲した見解をもつふりをするにせよ、ここに集つたすべての国がかれのいう『日本を侵略ブロックに参加さす途を開く』条約に喜んで加入すると本当に信じているのか。ロシアとその衛星諸国以外いかなる国も戦争を欲していない。ここに參集する諸国の欲する平和は、かれらのみのためでなく、地球上すべての人民のためだ。グロムイコの主張はロシアのごとき大国には不似合なことだ。またかれのごとく学識才能の者には不似合なことだ」と反駁かく戒めている。

第三点は「この条約案に賠償に関するオーストラリアのごとき諸国の要求を無視しているとのソ連の挑戦であるが、ソ連が太平洋戦争に悩んだ諸国のために、賠償を論ずるのは私には奇妙な皮肉に感じられる。グロムイコ代表は、かれ自身の国がいかなる平和条約の署名されることをも待たず、ソ連自身の不法行為によつて、ソ連自身うけたことのない損害に対し、かれ自身の賠償を奪つていることを忘れてはいるようだ。私が『不法行為』という言葉を使つたわけは、その言葉があまりにもしばしば自由諸国行ったことに適用されたからである。ソ連は満州と朝鮮において計り知れない量の日本財産を、今日ソ連が補償させてやりたいと願つてゐる諸国を顧慮することなく、かれ自身の用途につかみ取つたのである。そこでもしソ連が今日この場所でソ連自身が日本から搾取した膨大な戦利品を、共同計算 (common pool) にする用意ありと宣言するならば、オーストラリアなどの諸国に賠償を支払うべきだとのソ連

の心配に一層感銘をうけるだろう」と、極めて貴重な事実をあげて、ソ連の不正行為を立証している。

第四点は「グロムイコ代表はしばしば『少数の大國間』に結ばれた『戦時協定』を援軍に呼入れ、しかもそれらの協定を『最高の法』かのごとく言っている。かれの議論によると、これらの戦時協定はここに参考するあらゆる諸国を拘束するとある。しかし私にはこれら戦時協定の当事者でない諸国が、その協定の実質的条項を文字通り履行する義務あるのみならず、その協定の精細な手続規定まで義務づけられているとの議論が、どんなニセのロジックに基礎をもつのか、またどんな根拠をもつのか、全然理解できない。オーストラリアは太平洋で『三年以上』も戦い多大な損傷をうけた。しかるに僅か『数日』の短期間日本と戦争したソ連が、拒否権という武器をもつ外相会議によつて、われわれ数年間戦つた全部の国のため、どんな条件で平和を結ぶべきかを決定する権利があると告げられている。これは他に理由がなくとも歴史のため断固として拒否しなければならない提議がある。戦時協定たるとその他のいかなる協定たるを問わず、一国の政策を決定するのは権力ではなく、それ自身のみである。権力は権威を与えない。大国たると小国たるとを問わず、すべての国は平等者間の平等者だ。いかなる国も特定的に授權されない限り、他の国のために語りえない。特にこの理由で、他にも理由はあるが、ソ連の提議は全然失敗に終る」と条理を尽して「条約は第三者を害せず利せず」との国際法の大原則を解説している。

第五点としてスペンダー代表は「私がくどくどソ連の行動をのべたのは、ソ連が世界平和の鍵を握っているからである。もしソ連が現在の世界的危機が提起する重大問題を解決する真剣な企てを行うならば、喜んでこれに即応しない国はここにはいない。しかしそ連がここに来た目的は明白であつて、ここに集つた諸国を分裂せんがためであつて、恒久的平和をつくるためでない。しかしソ連はそれには全然失敗した。ソ連はこの会議を宣伝の場所とし、その

発言をわれわれ代表者ではなく、主としてアジアの諸国に指向した。しかし、それにもまたソ連は失敗するだろう。なぜならアジア数億の人民は、ソ連からなものも期待できないこと、ただソ連自身の利益のため搾取あるのみなること、そして暗黒が世界の多く人民から自由を消してしまっていることを学んだからだ。ソ連が失敗し、しかも完全に失敗したことは、全人類にとって幸運であり、日本にとって真に幸運であった。日本はこのことを決して忘れないだろう。もはやソ連は過去においてしばしば、われわれがなにをなさねばならないかを決定したごとく、もはやそんな決定は、「できない」と、ソ連修正案の失敗理由を道破している。

最後の第六点としてスペンダー代表はソ連が日本における民主主義と自由を促進するため、第四章に加えんとした新条文を読み上げ、これこそ「ソ連という大国が、その目的を達成するためには、どんな卑劣な偽善をも行いうるかの深さを、全世界が知りうる実例だ」と喝破している。この修正案にかかる自由のどれ一つ、ソ連自身が自国民またはソ連の鉄の決定に服する諸国の人民に与えないこれらの諸自由を、日本が与えることに関心をもつたりをしてはどうしてまじめに取上げうるか。ソ連の求めていることは、条約案の前文に「世界人権宣言の目的を実現をするため努力」するところであるが、それはソ連にはなんら関係のないので、ソ連の目的は眞実を誤ることである。私はソ連代表に『人を裁くな、さらば汝も裁かれることなかるべし。なぜなら汝の裁く判決で汝も裁かれねばならないし、汝が計る量目で汝も計られねばならない。汝らなぜ汝らの兄弟の目に見る塵を見て、汝ら自身の目に見る梁を考えないのか』との聖書の教えを皇上したい。この会議でソ連を批判した私たちはその他の代表が、もしその見解をソ連で発表すれば、自由に残ることが許されるとか、または私の家族が虐待投獄されないと、誰も想像できない。世界の膨大な地域で自由の光がソ連の手によって消されている。もしソ連が勝手にあるもうことができれば、世界は完全に暗黒

に投げ込まれる。単にそんな自由を行使せんとしただけで、捏造された罪科のため、今日なお獄中に呻吟しつつある、西欧世界の人たちがいる」と結んでいる。

ソ連の提案にかくされた意図を暴露する第二声はダレス代表があげた。かれはまず「アメリカが誠意をもつてソ連と合意の基礎を発見せんと努力したが成功しなかった理由が、今やソ連のこの提案を読む何人にも明白だ」と前提し、この提案を要約すると「日本を対内的見地からも、対外的見地からも無防禦な事態におき、容易に近隣の強いダイナミックな国の餌食にならしめんとするにある。われわれすべてはかかる強いダイナミックな国が一つ日本に極めて接近して存在することを知っている」とのべ、ソ連案の第六項によると「日本は民主的傾向を発展させると想像される組織といわれるものに、なんらの妨害をおいてならない義務を負わされている。ソ連の用語例によると、民主的傾向のためにする唯一の機関は共産党であるから、この規定がもし採用されるれば日本政府は日本における共産党のいかなる活動にも、なんらの措置をとりえないことを意味する。対内的事態に関する無防禦とはこれである。しかばば対外的事態に関するソ連案はどんなものか。先づ日本はシルシばかりの防衛軍が許されるのみで、集団安全保障の恩恵をうけることは許されない。日本には他国と集団的取極を結ぶ、他のいかなる主権国にも与えられている権利は拒否されている。その権利はソ連自身も行使している。そのため日本は外国からの援助をうる機会も、国連憲章があらゆる主権者の固有の権利とする集団的安全保障協定を結ぶ機会も与えられていない。シルシばかりの軍隊以上のものをもつて権利を拒否され、外部の侵略にさらされている」とのべ、次いでソ連案第一三項の日本を繞る四つの海峡の軍艦通行権に言及し、地図を示して各國代表の注意を喚起し、「これはなにを意味するか。この提案の下において四海峡を通過しうる唯一の海軍力は、ウラジオストックに根拠地をもつソ連の大海上のみである。その海軍は日本周辺の海上を

哨戒し、津軽海峡で日本を二分断し、更に日本と朝鮮を切り離し、国連軍といえども日本と朝鮮との海峡では作戦できなくなる。これこそソ連案に含まれる最高切札（ジョーカー）であり、これこそ一ヵ月間もアメリカがソ連と交渉しなければならなかつたものであり、これこそアメリカの真摯な願望にもかかわらずソ連といかなる合意にも達成しえなかつた理由だ」と、日本に対するソ連の怖るべき異図を道破している。

ダレス代表は進んでソ連のかかる動きにかかわらず、自由諸国が一致結束しえた理由は「地理に基くものでも、人種を一つにするためでも、共通の文明をもつためでも、日本を略奪せんとする狭隘な利己心でもなく、それは若干の偉大な原則に対する共通の信念に基くものだ」とし、スターリンが「われわれ共産主義者は、正義とか公正とかいうがごとき、永久的真理の存在を否定する」とのべた言葉を引用し、それが自由世界の共通信念と相容れない所以を説明している。

ソ連の提案を批難する第三声はイギリスのヤンガー代表があげた。かれは先づソ連の「本当の目的はなにか」と問いかけ「その目的がソ連案に多数の賛成者を獲得せんとするになかつたことだけは明白でなければならない。もしかんらかのチャンスでこのソ連案が受諾されたとすれば、われわれが支持しつつある日本の威儀と主権を回復する条約は望めないからである」とのべ、ソ連案はまた人権尊重を強制する制限的規定を主張しているが、「ソ連が当事者になつてゐる東ヨーロッパ諸国との平和条約にかかるこの種の規定は、ソ連の默認によつて悉く反古紙と化していり」と厳しく批判している。

カナダのピアソン外相は、ソ連はこの条約を「白を黒、上を下」という、われわれによく知られているロジックで攻撃しているが、そのロジックは共産主義の規格でつくり上げられた信念をもつ者以外、何人も納得させえない。い

すれにしてもソ連の行つた声明は、主としてこの会議に指向されたものではなく、また実は主として日本との平和を結ぶことにも関係ないものだ」と極めて簡潔だが、核心に触れた批判を行つてゐる。

ニュージーランド代表は「ソ連とその衛星国とは、ここでもかしこでも、昨日も今日も、この条約に反対しているが、これらの反対は、全体主義諸国のグループが絶えず追求しつつある、国際問題に関する分裂的な政策と完全に一致するものにすぎない。これらの連中がこの会議に来たのは、日本を助けるとか、平和の大義を促進する意図をもつためではなく、妨害をするために来たものだ」とソ連使節団の非妥協的態度を説明し、もしかれらに協力的意図があるならば、その誠意を示す証拠として「シベリアにおける幾十万という日本人捕虜の運命に関する秘密を解除すべきだ。これら捕虜たちの運命は、終戦後六年を経過した今日なお全く不明だ」と人道上も、ソ連の負担するポツダム宣言上の義務からも、許されない兇暴性を彈劾している。

最後にソ連の修正案が図らずも、北方領土の処分に関し極めて重大な結果を生んでいる法理を開陳したい。それは日ソ戦争に基く日本とソ連間の領土問題は、ソ連がしばしば繰返すことなく、既に解決したものではなく、未解決のまま残っていることを、ソ連自身がこの修正案を提出することによって公式に承認しているからである。

この修正案の提出は、領土問題は「既に解決済」とのソ連の主張を、ソ連自身が否定する次のとき四つの致命的法的効果をもたらしている。

第一の効果は、戦争の跡始末を、最終的に決定する方法は「平和条約」によることが、国際法の要求たることを、ソ連政府自身が確認した証拠である。

第二の効果は、戦争の結果に基づく領土の法的移転は、平和条約によつてのみ行われる、との国際法上の要求を、ソ連政府の成立を繞るアメリカ外交

連政府自身が確認した証拠である。現にグロムイコ代表自身も右の修正案を提出するに当り、「日本との平和条約は、当然、日本との平和取極に関連する幾多の『領土問題』を解決しなければならない」とはつきり声明している。第三の効果は最も致命的なもので、日本がこれらの領土に対する「主権」を「放棄」するのみならず、それに対するソ連の「主権」を「承認」しない限り、換言すれば日本が放棄と承認に「同意」しない限り、ソ連がいかに長期にわたってこれらの日本領土を事実上占領していても、ソ連はこれらの領土に対する主権を獲得しえないとの国際法上の要求を、ソ連政府自身が確認した証拠である。

第四の効果は、ソ連のこの修正案が対日平和条約に採用されない限り、これらの領土に対する日本の主権は、ソ連に移転しない法理を、ソ連政府自身が確認した証拠である。この法理は対日平和条約第二十五条と、アメリカ上院の決議によつて再認識されている。

以上の理由により、ソ連が今日なお日ソ間の領土問題は「既に解決済」との主張をつづけていることは、全然、国際法上の根拠を欠くものであつて、ソ連政府自身、右の修正案を提出した事実そのものにより、その主張を自ら否定したものと断ぜざるを得ない。

しかるにソ連政府はかく堂々と平和条約によつて、日本政府の「承認」と「同意」の下に、領土の割譲を獲得せんと試みながら、グロムイコ代表をして、次のとき矛盾撞着する讃弁を弄せしめている。

第一の理論は、米英共同原案は「既にソ連の主権下にある千島列島並びに樺太南部とそれに近接する島々に関するソ連の主権を甚しく侵害せんと企てた」ものとの主張であるが、グロムイコ代表が本当にこれらの領土が「既にソ連の主権下にある」と信じてゐるのならば、なにを苦しんでわざわざ修正案まで提出して、日本にこれらの領土に対する

主権の「放棄」を要求するのみならず、その主権がソ連に移ることの「承認」を日本に要求する必要があるのか、矛盾もここに至つて極まりといわざるをえない。

第二の理論は、これらの領土に対する「ソ連の主権を承認する争うべからざる義務が日本にある」とのグロテスク極まる主張だが、一体いつ、どこで、いかにして、そんな義務が発生したかの根拠は一切、明かにしていない。

日ソ戦争の跡仕末をつけるに当り、日ソ両国の双方を拘束する唯一の国際的文書はポツダム宣言のみであるが、その宣言に樺太南部と千島列島に対するソ連の主権を承認する義務を、日本に課したもののが存在すると解釈することは、いかなるロジックをもつてするも不可能である。

第三の理論は「米英共同原案はアメリカとイギリスが、ソ連に対しヤルタ協定によって樺太の返還と千島列島の引渡しと関して受諾した義務に違反する」との主張であるが、仮りにそんな義務があつたとしても、それは米英両国に關係することで日本には無関係であつて、日本も他の連合諸国もなんらかの義務を負つていはない。

しかばね米英が果してソ連のいうごとき義務を受諾していたのか否かが問題だが、ダレスのアメリカ上院における証言によると、「ヤルタ協定は樺太南部と千島列島をソ連に引渡すことを考えていた。しかるに対日平和条約はヤルタ協定のその規定を実行していない。これは故意にやつたことで、理由はソ連自身ヤルタ協定を破る罪を犯しているので、ソ連が汚れない手をもつて、ヤルタ協定の利恵を要求しうるとは考えなかつた」からとある。

七 日本の同意を尊重する建前

ベルサイユ条約に署名のためパリに招致されたドイツの全権委員ブロックドルフ・ランツアウ外相は、会議場に出席することはもちろん、条約案に対する意見を「口頭」で陳述することも一切許されず、ただ単に確定した条約案に対し「文書」による意見書を会議に提出が許されたのみであった。ダレスの遣方はその正反対であつて、条約起草の過程において既に、日本の「要望」を聽取しつつその同意を取付ける方法であつた。しかもその程度は、恰も日本と平和条約の「交渉」を行うかの錯覚を起さしめるほどであつた。

ダレスは上院での対日平和条約の審議において、この条約を支配する五つの基本的な哲学をのべている。その一は「自由諸国協同体は日本を必要とする」と題し、「日本はアジアにおける唯一の重要な工業国であつて、日本自身のため高度の福祉を達成しうるのみならず、特にアジアにおける他の低開発国を援助して、かれらに資源の開発、福祉の増進、工業能力の発達を達成せしむる。もし日本が自由諸国の一員でなく、ソ連に捕われた國になつた場合、世界の権力関係は大きく変動される。ソ連が既にアジアで支配している膨大な人的並に自然的資源に加うるに、日本の能力を搾取しうれば、ソ連に遠大な海外攻撃能力を与える。スターイン曰く『日本とソ連が一体になれば無敵だ』と。ソ連はドイツと日本の工業能力を支配せんとする事實をかくそうとはしていない。もしソ連が日独いづれか一国でも支配しうれば、最高の闘争への舞台が開け、その結果は予測できない。自由諸国協同体はソ連が日本を悪の方向に利用するチャンスを拒否する必要あると同時に、善の方向に日本の偉大な能力を自由世界自身のために必要とする。」

第一の哲学は「日本も自由諸国の協同体を必要とする」とことだ。「帝制ロシアは日本の歴史的な敵であつたが、ソ連の共産主義者も熱狂的にその役割を継承している。ソ連は日本の北方領土を奪つて日本を包囲し、更に朝鮮を征服せんとする努力は明かに日本の包囲を完成するのが目的である。ソ連は今なお日本人捕虜の帰還を拒否している。サンフランシスコ会議で、ソ連は日本に対する真の意図を予告した。それはソ連が平和条約によって日本を取巻く四つの海峡のみならず、日本の本土を分断する水面まで哨戒する排他的権利を永久にソ連に与えることを要求したことである。現在の日本は完全に武装を解除され、国連憲章の予見する集団安全保障を必要とする。それがなければ、日本の主権は数時間で消えうせる。日本人を鼓舞する新しい希望も立派な大望も、無惨に失われる」。

第三の哲学は「平和と自由が日本にとって不可欠だ」ということである。「日本人は誇り高い敏感な人民であつて偉大な人民になる能力を示している。時々、眞の偉大性がどんなものか、その性格を誤解したこともある。日本人は戦争に破れると、厳しかったボッダム宣言を受諾し、これを良心的に立派に実行した。かれらは戦勝国が同様に良心的で立派であることを期待している。故に日本人民は降伏条件に無関係な理由のために、服従せしめられたら大いに憤慨するだろう。一九五〇年六月マッカーサーは日本に平和と完全な主権を取り戻す道德的、法律的権利を満足させなかつたならば、日本のみならずアジア全体で『植民地主義』とみなされる」とのべている。

第四の哲学は「日本は自由諸国の協同体の信頼すべき構成員」だということである。「日本人は強烈な愛国的人民であつて、祖国を愛し、かれら独自の文化を愛し、かれらの文明を愛する。日本人はかれらの天皇と、天皇の象徴する国民の安定と統合とを尊重し尊崇する。新特權と尊嚴とをもつ日本人民、新団体交渉権をもつ工業労働者、借地人でなく地主になつた多くの農民たちは、これらの新権利と機会とを大切にしている。日本人の美点の一例をあぐれば、日

本におけるアメリカ占領軍の殆んど全部が、朝鮮戦争の急に赴き、相当長期間、日本を留守にし、「日本全国に戦闘に従事するアメリカ兵は一人もいなかつたが、占領に対する日本人の不服従事件は一件もなかつた。逆に日本人自身が進んでアメリカ軍基地の護衛に当つたのである。日本人はまたかれらがソ連の支配下に陥落すれば、日本の民族的独立は終りを告げ、天皇は戦犯として粛清され、日本人が新に獲得した人権と尊嚴は消滅し、外国の主人の野望に奉仕するため生血を注がざるをえないことを知つてゐる。一九五二年スターリンが日本人に与えた『年頭の辞』がなにを意味するかも知つてゐる。日本人はロシアと中国との取引には長い経験をもち、その遣方はアメリカのそれと常に一致しないかも知れないが、それは自動的に日本の見解が間違つてゐるとか、共同の大義に不忠実を意味しない。しかし八千有余万の日本人が自由の下に見苦しくない生活を営む途を発見しなければ、『ソ連の捕われの安全保障』に陥落するかも知れないことを無視してならないが、日本人は世界市場と原料資源への合理的な接近が与えらるれば、ロシアや中共に大きく依存しなくとも繁栄を期待しうる。故に自由諸国が日本に対し無責任な態度をとらず、アジアの眞の民族的独立を支持する積極的政策を忍耐強く努むれば、日本は信頼できる有能な協者力になる」。

第五の哲学は『自由に対する信念』である。「アジアの将来がどうなるかを絶対的確実性をもつて予言できない。対日平和条約も、ある意味では「信念に基く行為」である。その信念とは、専断主義に対する最善の武器は、より専断的になることではなく、より自由になることである。対日平和条約が全自由世界を通じ、前例なき支持をえたのは、この精神を吹き込まれてゐるからである。またこの条約が自由諸国の善意をかちえた理由は、アメリカが危険な時代に危険な場所で、自由に対する信念を実証したからである。その信念とは自由のうちの人間は捕われのうちの人間よりも、信頼できるということである。ソ連代表が国際会議の歴史で最も不名誉な敗北を喫した理由は、ソ連代表の言

葉が日本人民を捕われの民に陥れんとする意図をかくしていることが、会議に参列した全部の者に明かになつたからである。アメリカは人間の自由に献身することに、アメリカの眞の偉大性を発見し、その全歴史を通じ、到るところの自由を愛する人たち、アメリカを自由のチャンピオンと仰ぐ人たちの善意に、力と安全とを発見してきた。アメリカの对外問題は、この偉大な伝統に従つて行われるべきことが、アメリカ人民の圧倒的願望だと確信する。日本の問題にもそうしたいと努めた。対日平和条約は本質的には解放行為である。上院がこの行為を是認されることを確信する」とあつた。

八 上院の審議と決議

平和条約に署名しなかつたソ連と、平和会議に招請されなかつた中国とが、成立した平和条約に対し、いかなる関係に立つかが、上院における審議の中心であった。議員からの第一の質問はソ連の潜水艦隊の規模に照し、「千島列島」をソ連に所有せしめることは、ソ連を「北太平洋」の通商と安全を支配する地位におくことにはならないか。また「千島列島」にはソ連が日本に到る海空の通路に供するのみならず、日本自体を支配しうる「空軍基地」の建設に適する場所があるのでないかであった。これに対し統合參謀本部議長ブラッドレー將軍からソ連が「千島列島をもつことは、太平洋における作戦に大きな利益を与えるが、それがため、ソ連に太平洋の支配を許すことになりうるとは信じない。われわれは現状に満足しているわけではないが、千島列島と南樺太は現在ソ連の占有下にあるので現在の世界情勢の下においては、千島列島と南樺太との最終的処分は将来の決定に待つ外ない」と答えた。

第二の質問は平和条約には日本が原子力生産の設備をもつことに制限を加えた条文のない理由いかんであつた。これに對しダレスから「他のいかなる主権国にも加えないような差別的性格の制限を日本に加えることは好ましくない」と決定したからであつて、二等階級の主権国を創る考え方には日本人の不快を招き、歴史は他の諸国が受諾していない主権の制限を、ある一国に加えんとすれば、その国をしてその制限を破ることによつて、自己の主権と自己の価値を立証せんとする願望を刺激するに終ることを教えている。故に日本とは主権平等を基礎とし、劣等主権の取扱をさけた。イタリーの外四つのソ連衛星国との平和条約には、この制限規定が設けてあるが、既に衛星諸国はこれを破り、イタリーも軍事関係とその主権関係において、平等の地位に復活さすべきだと信ずる。日本の敗戦状態を利用しきて、他の主権国一般に加えていか、受諾しない性格の制限を加えることは、日本との平和条約をつくるに当り、その基礎にした根本的テーマと相容れない」との答弁であつた。

第三の質問は平和条約に参加しないソ連と中共は戦争状態の継続を理由に「交戦権」により日本に軍隊を送ることはないかであった。これに對してはアチソン長官から「かかる問題に關してはソ連や中共は法律上の権利の有無によつて、対外的に行動するのではなく、かれら自身が専らかれらの利益と決定したものによるのである。故にかれらが対外的行動をとらんと欲すれば、かれらは法律上の口実を發見するか發明する。逆にかれらが行動をとることを欲しないならば、たとえ法律上の口実が存在し發明しても行動しない」との大原則を先づのべ、「ソ連が後に加盟したポツダム宣言は連合国に対し单独かつ独立に日本を占領する権利を与えていない。たとえ单独に占領する権利があつたとしても、それは連合国によつて自發的に单一の『連合国占領』に没入させられたもので、ポツダム宣言記載の目的が達成された上は終了することになつていた。従つてポツダム降伏各項の結果として、日本を占領する唯一の権利

は『集団的権利』である。ポツダム宣言第七条と第一二条がその根拠である。サンフランシスコ平和条約は四八の連合諸国が署名している。そのうちには極東委員会と対日理事会の構成国の大部が含まれ、その大部分にはすべての占領軍を支配する最高司令官を指名することに合意されたアメリカが含まれている。対日平和条約は降伏条項第七条による『新秩序』が樹立され、日本の『戦争遂行能力が破碎された確認』があるから、もはや第七条の下に占領を開始するいかなる権利もない。ポツダム降伏条項の目的は『達成』され、日本人民が自由に表明した意思によって平和的傾向の責任政府が樹立されたため、連合諸国の占領軍は第一二条により日本から撤退しなければならない。そんなわけだから、今後いかなる单一の国家による独立して占領の交戦権を主張するいかなる努力も、交戦権の行使ではなく、ソ連を含む連合諸国が拘束されるポツダム降伏条項に違反する行為になる。平和条約と同時に結ばれた日米安全保障条約第二条により、日本はソ連や中共が『占領軍』の仮面の下に、日本に軍隊を送らんとするいかなる努力にも反対することはもちろんなりうる」との回答を与えた。

第四の質問は「ソ連の平和条約不参加は日本の将来にどんな影響をもち、日ソ関係はどうなるか」であつて、これに対してもダレス大使から「ソ連がどんな態度をとるかは何人にもわからない。たとえソ連が交戦国たる地位をつづけるとしても、極東委員会構成国の大半が対日平和条約に参加する限り、ソ連は交戦権行使することはできない。交戦権は極東委員会を経由してのみ行使できるのであって、しかも平和条約参加の極東委員会構成国の大半によつてのみ可能だから、これらの構成諸国は他のいかなる一国が、交戦国たる地位を乱用せんとしても、これを阻止できる立場にある」との答弁を行つてゐる。

中国は北京も台湾も平和会議に招請されなかつた。周恩来外交部長は一九五一年九月一八日対日平和条約は中共が

「その準備、起草および署名に参加しないので、不法かつ無効だから絶対に承認できない」と声明した。しかし平和条約第一〇条は團匪事変に関し日本が多数国条約によって、中国大陆に有する重大な特殊権利を「放棄」し、また第二一条は日本に対する中国の賠償請求権を承認している。これは条約の当事者でない「第三国」に利益や権利を与える場合であつて、ベルサイユ条約第一一六条がドイツをしてロシアとのブレスト・リトウスク条約を「廢棄」せしめ、かつドイツに対するロシアの賠償請求権を留保せしめたと軌を一にするが、周声明はこの受益を拒否する結果になる。なお米英間に意見が対立した北京と台湾のいずれを選択するかの問題は、日本の関する限り日本をして選択せしめることに決したので、日本は中共が朝鮮戦争に武力干渉を行つたため、国連総会で「侵略者」の烙印を押されたこと、国連軍との間に戦闘状態にあったこと、日本は平和条約第五条で国連の行動を援助する義務を課せられていること、日本は一九五〇年の中ソ友好同盟相互援助条約の仮想敵に仕立てられること、中共は日本の憲法制度並に現政府を暴力で顛覆することを綱領とする日本共産党を支持しつつあるなどの理由で、北京政府でなく、台湾政府を選ぶことになった（ダレス宛吉田首相書簡）。

一九五二年三月二〇日アメリカ上院は、対日平和条約の批准に助言と同意を与えるに当り、「この条約には一九四一年十二月七日（日米開戦のワシントン時間）に、日本が所有していた南樺太およびその隣接諸島、千島列島、歯舞群島、色丹島、その他いかなる領土、権利または利益に対する、日本またはこの条約に定義された連合諸国の権利、権原および利益を、ソ連に有利に、減損または害されるか、またはこれらの領土に対する権利、権原または利惠をソ連に与えるものとみなされる、なにものも含んでいない。この条約またはこの条約の批准に対する上院の助言と同意には、一九四五二月一日の日本に関するいわゆるヤルタ協定に含まれるソ連に有利な規定を、アメリカが承認し

たといふを意味すゐなどのも含まれてゐない」との決議を採択してゐる（大六票対10票）。大統領はこの決議を含む平和条約を批准し、またこの決議は大統領の行った平和条約の公布文にも含まれ、更にこの決議は対日平和条約に付かぬアメリカ政府の批准書に添付されて、他の批准国全部に送致されてゐる。

ト、アメリカ上院のこの決議の前半は、対日平和条約第二十五条を再確認する同時に、後半はアメリカ政府が日本に関するいじねぬるヤルタ協定の有効性を全面的かつ確定的に否認した意思表示として重大な意義をもつのみならず、日本が放棄した「北方領土」に対しては、日本だけではなく、平和条約の批准諸国も、権利をもつけるを規定してゐる。

特に注目せらるべきを述べる。

総 摘 文 翻

- John Robinson Beal, "John Foster Dulles, A Biography", New York, 1957, Chapters 7, 12
William Sebald "With MacArthur in Japan", New York, 1965, Chapter 11
Dean Acheson, "Present at the Creation", New York, 1970, Chapters, 46, 56, 13
"Provisional Verbatim Minutes of the Conference for the Conclusion and Signature of the Peace Treaty with Japan", Foreign Ministry, Tokyo, 1951
"Hearings before the Committee on Foreign Relations on Japanese Peace Treaty and other Treaties relating to Security in Pacific", January 21, 22, 23 and 25, 1952, Government Printing Office, Washington, 1952 Douglas MacArthur, "Reminiscens", New York, 1965, pp. 317, 361-392, 435-436